

独立行政法人環境再生保全機構平成18年度計画

独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、中期計画を実施するため、機構に係る平成18年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

機構が担う業務について、適切かつ着実に遂行するため、新たに機構が担うこととなった石綿健康被害の迅速な救済を図るための組織の整備及び人員配置の見直しを行うとともに、各業務の進捗状況に応じた組織運営の効率化を推進する。

また、前年度における新人事評価制度の試験運用を踏まえ、平成18年度は本格運用に取り組み、各部門の業務について、職員の責任と役割分担を明確にし、年度計画の達成に向け、効率的な業務遂行体制を整備する。

(2) 業務運営の効率化

① 業務に対する事後評価の実施

前年度の業務実績を取りまとめ、自己点検、自己評価を行うとともに、業務評価委員会を開催し、その結果を業務運営に反映させることにより、業務の効率化を図る。

② 事務処理の簡素化、迅速化の推進

情報共有化システムの活用により、情報の共有化、知識の共有化を推進する。これにより、経費の削減等を実現する。

③ 外部委託の推進

機構独力では回収困難な債権のうち、早急に整理・回収を図る必要がある延滞債権等を債権回収専門会社（サービサー）に委託する。

また、外部の専門機関に委託することが効率的な業務については引き続き外部機関を活用するとともに、さらに、外部の専門機関の活用がサービスの低下を招かず、経費節減につながると考えられる業務について精査する。

④ 契約に係る競争の推進

会計規程に基づく一定額以上の契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等を除き、原則として競争に付する。

⑤ 電子化の推進等

ア 石綿健康被害救済業務の追加に伴い、内部ネットワークの整備を図るとともに、共有システムの一層の活用に向け、運用マニュアルの見直

しを行い内容の充実を図る。

また、個人情報への不正アクセスに対する十分な対応により、安全性、信頼性の確保を図る。

イ オンライン等電子申請を行っている業務は、受付後の内部事務処理システムの活用を促進させ、事務処理の一層の効率化を図る。

ウ 独立行政法人会計基準に対応した予算、契約、支払、会計等一連の事務処理を行う会計システムの利用促進を図る。

(3) 経費の削減・効率化

① 一般管理費

業務運営の効率化を進め、一般管理費（移転経費及び独法化準備経費並びに緑地事業関係経費及び石綿健康被害救済関係経費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比で15%を上回る削減を達成するため、平成18年度においても業務の効率化に努める。なお、石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、平成18年度においても業務の効率化に努める。

② 事業費

事業費（公害健康被害補償納付金等を除く。）について、平成18年度においても1%以上の業務の効率化を行う。

運営費交付金を充当する事業費について、中期目標期間の最終年度において平成15年度比各勘定で5%を上回る削減を達成するため、平成18年度においても業務の効率化に努める。

なお、債権回収委託費については、中期目標期間の最終年度において平成16年度比で3割を上回る削減を達成するため、平成18年度においても適切な執行に努める。また、石綿健康被害救済関係経費に係る事業費（石綿健康被害救済給付金を除く。）については、業務の効率化に努めるとともに、各業務の開始の状況や救済制度立ち上げ時の特殊要因を考慮した上で、平成18年度においても業務の効率化に努める。

(4) 業務における環境配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定め、ホームページで公開するとともに、同方針に基づき、調達目標について、緊急時等を除き100%達成する。

また、日常業務の遂行にあたり、平成18年度に策定する「環境配慮のための実行計画」に基づき、エネルギー及び資源の有効利用、節減に努めるなど環境配慮を徹底する。

さらに、平成17年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し公表する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

機構が担う業務や事業等の対象となる関係者、地域住民及び地方公共団体等関係機関に対し、機構ホームページ、機構業務案内、パンフレット等を作成し、情報提供を行う等、確実かつ適切に周知・広報を行い、円滑な業務の遂行に努める。

また、機構が環境分野の政策実施機関としての役割と責任を果たすことができるよう業務の改善・見直しを行う。

<公害健康被害の補償及び予防業務>

(1) 汚染負荷量賦課金の徴収

① 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、汚染負荷量賦課金の徴収計画額に係る徴収率及び申告額に係る収納率は、委託商工会議所を通じた納付義務者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応により、平成15年度実績の水準の維持を図る。

② 納付義務者等に対する効果的な指導

ア 委託商工会議所担当者研修会を開催して、公健制度及び納付義務者への対応等の習熟を図りつつ、商工会議所へ赴き、委託業務の点検、指導を行う。

イ 申告・納付説明会出席事業者の意見・要望を聴取し、その結果を踏まえ、必要に応じて納付義務者への申告・納付に係る説明資料・説明内容の改善を図る。

③ 納付義務者に対するサービスの向上

ア 委託商工会議所が主催する説明会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応する。

イ 汚染負荷量賦課金申告書の記入、硫黄酸化物排出量の算定において、誤りの多い事例を把握し、必要に応じて説明資料に反映させる。

また、申告・納付説明会開催期間中の問い合わせに的確に対応する体制を確保する。

ウ 賦課金専用ホームページに常設している「電子メールによるご意見・ご質問のコーナー」を活用し、前年度の改善結果をも踏まえ、必要に応じてホームページの改善を図る。

エ 「名称等変更届出書」のオンライン化について、申告・納付説明会等を通じ、納付義務者への周知を行い、利用促進を図る。

(2) 都道府県等に対する納付金の納付

① 納付申請等に係る事務処理の効率化

ア 都道府県等からの提出期限の徹底を図るとともに、前年度にシステム改修したフロッピーディスクによる申請を普及させるなどにより、事務処理日数を平成15年度比で15%削減する。

また、必要に応じて、補償給付費納付金関係書類作成要領等を見直し、都道府県等の担当者へは、引き続き周知徹底を図る。

イ 現地指導は、原則として、3年に1回のサイクルで実施する。

ウ 福祉事業の実態調査を通じ情報収集を行い、その結果を必要に応じて、環境省主催の担当者研修会の場で報告する等、国や事業を実施する都道府県等へ情報提供を行う。

② 納付金の申請等に係る手続きの電子化等の推進による事務負担の軽減

前年度にシステム改修したフロッピーディスクによる申請について、電子化未導入の都道府県等に対し重点的に導入の促進指導を実施する。

オンライン申請については、他の都道府県等にも導入等の意向や実態把握を行う。

(3) 公害健康被害予防事業

① 公害健康被害予防基金の運用と事業の重点化

ア 公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用については、中期計画の内容を踏まえて、平成18年度の基本運用方針を策定し、平成18年度中に満期償還となる約47億円については、中期的な金利見通し、満期償還の平準化、運用利回り及び対象債券のバランス等を勘案して運用を行う。

イ 事業の重点化・効率化

予防基金の運用収入の減少に対応するため、事業分野別に新たに把握したニーズを踏まえ、事業を重点化し、かつ、効率化を図る。

② ニーズの把握と事業の改善

効果的かつ効率的に業務を行うため、事業参加者へのアンケート調査等を実施し、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを的確に把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

③ 調査研究事業の実施及び評価

- ア 中期計画の内容を踏まえ、
- ・ 環境保健分野では、「気管支ぜん息発症予防のための日常生活の管理・指導」、「気管支ぜん息患者の長期管理支援、保健指導」や、「COPD患者の増悪回避、QOL向上のための管理・指導」を中心に目的を絞って研究を実施する。調査研究課題については、公募による新規5課題のほか、継続研究1課題、計6課題を実施する。
 - ・ 大気環境の改善分野については、継続研究4課題（うち公募3課題）を実施する。

なお、調査研究費総額は前年度の額を維持する。

環境保健分野に係る調査研究課題については、平成18年度より、公募により5課題を実施する。公募の実施に当たっては、ホームページ等を活用して広範な周知を図る。

また、環境保健分野の新規課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から60日以内に決定する。

- イ 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度毎に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画（中止を含む。））に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。
- また、研究成果については、研究発表会等で公表するほか、機構のホームページ上で広く公開する。

④ 知識の普及及び情報提供の実施

- ア 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復及び地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成、ぜん息専門医等による講演会の開催やぜん息電話相談などの事業を積極的に実施する。

各事業については、それぞれの事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するとともに、質の向上を図る。

また、既存のパンフレット等で、作成から5年以上を経過したものについては、改訂のための参考としてアンケート調査を実施し、必要に応じて内容の見直しを行っていく。

- イ ホームページや予防情報提供誌等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

⑤ 研修の実施

地方公共団体が実施する健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に、機能訓練研修、保健指導研修(小児・成人)及び環境改善研修を実施する。

また、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成(講座内容、講師)等に反映させることにより、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち70%以上から得られるようにするとともに、質の向上を図る。

さらに、より多くの地方公共団体職員が研修に参加できるよう、開催日程や参加方法の見直しを行う。

⑥ 助成事業の効果的・効率的な実施

ア 助成事業の重点化

- i) 環境保健分野に係る助成事業については、地方公共団体と連絡・調整を図りつつ、健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業等地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる事業に重点化を図る。

また、事業内容については、関係地方公共団体や地域住民のニーズを的確に把握し、地域住民が参加しやすく、より効果的なぜん息等の発症予防及び健康回復を図るものとする。さらに、地方公共団体の担当者が出席する実務者連絡会議については、事例発表などの情報交換を積極的に行い、事業の効果的な実施に努める。

さらに、より多くの住民が事業に参加できるよう、地方公共団体と共同で事業の紹介を行う。

- ii) 大気環境の改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、最新規制適合車等への代替促進等局地的な大気汚染地域の大气汚染の改善につながる事業を引き続き実施する。

また、民間事業者への最新規制適合車への代替促進を図るため、助成内容の見直しを図るとともにトラック事業者等に対し、広報を積極的に行う。なお、国等の低公害車普及に対する補助制度が大幅に充実されてきたこと等を踏まえ、低公害車普及(助成)事業については廃止する。

- イ 地方公共団体における電子化の進展状況を勘案しつつ、助成金交付申請等手続のオンラインシステムを活用し、地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

また、オンライン化が不可能な地方公共団体に対し、フロッピーディスクによる電子申請も受け付けることとし、助成金交付決定等に係

る事務処理日数を平成17年度実績に対して短縮を図る。

<地球環境基金業務>

(1) 助成事業に係る事項

① 助成の固定化の回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。

② 助成の重点化等

助成対象については、環境基本計画の重点分野等国の政策目標や社会情勢等を勘案した分野に、また海外の助成対象地域については、開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とする地域に重点化を図る。

また、地球環境基金運営委員会の下に設置した評価専門委員会において事後評価を実施する。

③ 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、振込日を増やすなどにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間の短縮を図る。

④ 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た助成専門委員会等により、具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定のうえ審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果について評価要領に基づき、事後評価を実施する。

⑤ 利用者の利便向上を図る措置

ア 前年度の検討結果を踏まえ、現行の枠組みの下で募集及び内定を行い、交付決定を行う。

イ 助成金交付要望団体や助成先団体への利便性の向上を図るため、募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、ホームページ上での事業に係るQ&Aの充実等を推進する。

ウ 助成先団体一覧及び活動事例をホームページで速やかに紹介し、より広範な情報提供を行う。

(2) 振興事業に係る事項

① 調査事業の重点化

調査事業について、重点施策等国の政策目標に沿った調査研究に取り

組むとともに民間団体等のニーズ調査方法等について引き続き検討を行う。

② 研修事業の効果的な実施

研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させ、質の向上を図るため、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち70%以上から「有意義であった」との評価を得られなかったものについては、次年度に向けた改善を検討する。

（3）地球環境基金の運用等について

民間出えん金の受入状況や基金の造成状況を掲載する等ホームページや広報誌の充実を図り、地球環境基金事業の役割に対する国民・事業者等の理解が得られるように努め、前年度成約したファミリーマートからの募金受入に加え、中期計画に基づき、積極的に募金等の活動を行う。

また、地球環境基金の運用につき、安全かつ有利な運用に努める。

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

助成金交付の透明性・公平性を確保するため、事業の採択並びに助成対象事業の実施状況等をホームページ等において公表する。

<維持管理積立金の管理業務>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

<石綿健康被害救済業務>

（1）制度に関する情報提供

- ① 救済制度について、広報実施計画を定め、対象者に応じたポスター、パンフレットの作成・配布及び専門誌、広報誌など多様な媒体を活用し、確実かつ広範な広報を実施する。
- ② 石綿健康被害者及びその遺族等が速やかに手続きが行えるよう、申請書類等を都道府県等、地方環境事務所に備え置くほか、機構ホームページに申請手続き、記載例等を掲載する。
- ③ 制度に関する相談、質問事項に対応するため、無料電話相談や、機構内に相談窓口を設け来訪者に対し制度及び申請手続きの説明を行う。
また、申請等の受付業務の委託を受ける保健所等の担当者が適切に業務を処理できるようマニュアルを整備する。
- ④ 無料電話相談、相談窓口、ホームページを通じて、利用者の意見・要望を聴取し整理するとともに、制度の運営状況について公表する。

- (2) 石綿健康被害者の認定
認定申請書等の受付後、環境大臣に医学的判定を要する事項に関する判定を申し出るに当たり、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図る。
- (3) 救済給付の支給
 - ① 救済給付の支給の請求について、執務マニュアルの作成により手続きの標準化を図る。
 - ② 救済給付の支給を受けた石綿健康被害者及びその遺族等を対象に、救済給付の支給に係る手続きや申請書類等の提出に係る意見等を把握するための調査に向けて検討を行う。
- (4) 申請者、請求者情報の管理
前年度に引き続き申請者・請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳重に行うとともに、認定申請から給付に至る情報を管理するための情報処理システムを構築する。
- (5) 救済給付費用の徴収
 - ① 平成19年4月より船舶所有者からの一般拠出金及び特別事業主からの特別拠出金の適正な徴収を行うため、関係機関と連携を図る。
 - ② 納付義務者の相談、質問事項に対応するため、申告に関する手引やホームページを作成する。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

- (1) 予算 別紙のとおり
- (2) 収支計画 別紙のとおり
- (3) 資金計画 別紙のとおり
- (4) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理
破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権のうち、会社更生法・民事再生法に基づく計画認可の決定、商法に基づく整理計画の決定、銀行取引停止処分、解散・清算・事業閉鎖に至ったものその他財務状況からみて返済確実性の認められない債権について迅速に償却処理を行う。
また、以下のとおり債権管理回収業務を積極的に推進する。
 - ① 返済催告
財務状況から見て返済確実性があると認められるにもかかわらず、返済

に問題があるものに対しては、債権回収専門会社（サービサー）への外部委託も含め厳正に返済を懇請し、回収を強力に促進する。

② 法的処理

破産更生債権及びこれに準ずる債権について法的処理を厳正に進めるとともに、貸倒懸念債権については、引き続き返済猶予の認定を厳格に行い、その上で法的処理が適当と認められるものについては、期限の利益を喪失させ、実態に応じて担保処分等を積極的に推進する。

③ 債権分割

特定の組合員企業の破綻などにより組合全体として債務返済に困難をきたしている中小企業組合について、健全な組合員からの回収を早期に行う等により、回収額を最大化できると認められる場合には、債権分割により回収を行う。

上記①～③の方法等により、平成18年度中に正常債権以外の債権から40億円を上回る回収を見込む。

上記の処理に加え、経費削減、債券発行による資金調達及び回収努力等の最大限の自助努力を行うことを前提として、承継業務に係る元本債権の貸倒引当金相当額等の補てんに必要な補助金が、40億円交付されることを予定している。

4. 短期借入金の限度額

平成18年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、単年度26,000百万円とする

5. 重要な財産の処分等に関する計画

重要な財産を譲渡、処分する計画はない。

6. 剰余金の使途

- ・ 公害健康被害予防事業の充実及びその推進に係る電子化、機器整備
- ・ 地球環境基金業務における助成事業・振興事業の充実、資料の電子化等業務の改善
- ・ 石綿健康被害救済業務に係る経費
- ・ 債権管理回収業務に係る経費
- ・ 人材育成及び広報の充実

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

なし

(2) 人事に関する計画

① 人員配置、職員の業績評価及び人材育成

職員の適性を的確に把握し、適材適所に応じた人員配置を行う。

また、各業務、事業毎に定める目標を達成するために平成18年度から新人事評価制度の本格運用により、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、その成果に応じた業績を適正に評価する。

また、前年度に引き続き業務上必要な各種研修を積極的に行うとともに、新たに追加された石綿健康被害救済業務に係る研修についても積極的に参加させ、もって職員の能力開発を図り、業務上必要な知識・技術の向上を支援する。

② 人事に関する指標

- ・ 期初の常勤職員数 156人

(うち、石綿健康被害救済業務の追加に伴い増員した常勤職員数40人)

- ・ 平成18年度中に2人削減予定
- ・ 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)に基づき、石綿健康被害の迅速な救済を図るため、組織体制を整備し業務を推進する。

(3) 積立金の処分に関する事項

なし

(4) その他中期目標を達成するために必要な事項

緑地整備関係建設譲渡事業については、静岡(富士)地区大気汚染対策緑地について、譲渡契約に基づき、施設整備を終了させ、最終的に事務整理を完了させる。

平成18年度計画予算(人件費の見積りを含む)

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,422
国庫補助金	6,055
その他の政府交付金	11,480
都道府県補助金	2,000
長期借入金	13,200
環境再生保全機構債券	5,000
業務収入	74,976
受託収入	75
運用収入	1,653
その他収入	1,061
前年度からの繰越金	1,497
計	119,418
支出	
業務経費	106,982
公害健康被害補償予防業務経費	61,742
うち人件費	180
石綿健康被害救済業務経費	38,385
うち人件費	509
基金業務経費	6,188
承継業務経費	666
うち人件費	13
受託経費	75
借入金償還	43,355
支払利息	4,524
一般管理費	818
人件費	1,354
翌年度への繰越金	896
計	158,003

[人件費の見積り]

平成18年度 1,548百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

公害健康被害補償予防業務経費、石綿健康被害救済業務経費及び承継業務経費のうちの人件費は、運営費交付金の対象外である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	476
国庫補助金	55
その他の政府交付金	11,374
業務収入	49,197
受託収入	75
運用収入	1,415
その他収入	8
前年度からの繰越金	107
計	62,708
支出	
業務経費	
公害健康被害補償予防業務経費	61,742
うち人件費	180
承継勘定へ繰入	0
受託経費	75
一般管理費	242
人件費	506
翌年度への繰越金	140
計	62,705

[収入支出予算の弾力条項]

1. 補償給付費納付金の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として補償給付費納付金の支出予算の増額をすることができる。
2. 受託収入が予算に比して増加した場合には、その増加額を限度にその事業に要する支出予算の額を増額することができる。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
その他の政府交付金	106
その他収入	5
計	111
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	38,385
うち人件費	509
一般管理費	198
人件費	137
計	38,720

[収入支出予算の弾力条項]

石綿健康被害救済給付金並びにその業務の事務に要する経費の支出予算に不足を生じたときは、当該不足額を限度として石綿健康被害救済給付金等の支出予算の増額をすることができる。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	986
国庫補助金	2,000
都道府県補助金	2,000
運用収入	237
その他収入	1,015
前年度からの繰越金	237
計	6,475
支出	
業務経費	
基金業務経費	6,188
一般管理費	106
人件費	195
翌年度への繰越金	67
計	6,555

[収入支出予算の弾力条項]

寄付金収入及び維持管理積立金運用収入が予算に比して増加した場合には、その増加額を限度にその事業に要する支出予算の額を増額することができる。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	960
国庫補助金	4,000
長期借入金	13,200
環境再生保全機構債券	5,000
業務収入	25,779
公害健康被害補償予防業務勘定より受入	0
その他収入	33
前年度からの繰越金	1,153
計	50,124
支出	
業務経費	
承継業務経費	666
うち人件費	13
借入金償還	43,355
支払利息	4,524
一般管理費	272
人件費	517
翌年度への繰越金	689
計	50,023

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成18年度収支計画

(総計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	125,178
経常費用	125,178
公害健康被害補償予防業務経費	61,742
石綿健康被害救済業務経費	38,372
基金業務経費	6,188
承継業務経費	11,869
一般管理費	2,656
減価償却費	22
財務費用	4,329
臨時損失	0
収益の部	125,819
経常収益	125,819
運営費交付金収益	2,658
国庫補助金収益	55
その他の政府交付金収益	11,467
PCB基金預り金取崩益	5,149
受託収入	75
業務収入	99,676
運用収入	1,653
その他の収益	59
財務収益	5,027
臨時利益	0
純利益	641
目的積立金取崩額	0
総利益	641

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	62,719
経常費用	62,719
公害健康被害補償予防業務経費	61,742
補償業務経費	60,425
予防業務経費	1,317
一般管理費	962
減価償却費	14
臨時損失	0
収益の部	62,601
経常収益	62,601
運営費交付金収益	476
国庫補助金収益	55
その他の政府交付金収益	11,374
業務収入	49,197
受託収入	75
運用収入	1,415
その他収入	6
財務収益	3
臨時利益	0
純利益	△ 117
目的積立金取崩額	0
総利益	△ 117

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	38,710
経常費用	38,710
石綿健康被害救済業務費	38,372
減価償却費	3
一般管理費	335
収益の部	38,710
経常収益	38,710
その他の政府交付金収益	93
業務収入	38,609
その他の収益	9
純利益	0
目的積立金取崩額	0
総利益	0

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	6,489
経常費用	6,489
基金業務経費	6,188
地球環境基金業務費	985
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	5,151
維持管理積立金業務費	52
一般管理費	300
減価償却費	1
収益の部	6,524
経常収益	6,524
運営費交付金収益	1,125
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	5,149
地球環境基金運用収益	187
維持管理積立金運用収益	50
寄付金収益	10
資産見返負債戻入	1
雑益	2
純利益	35
目的積立金取崩額	0
総利益	35

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	17,260
経常費用	12,931
承継業務費	11,869
一般管理費	1,058
減価償却費	4
財務費用	4,329
収益の部	17,983
経常収益	17,983
運営費交付金収益	1,057
事業資産譲渡元金収入	11,870
資産見返負債戻入	3
財務収益	5,024
雑益	29
純利益	723
目的積立金取崩額	0
総利益	723

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成18年度資金計画

(総計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	184,120
業務活動による支出	118,805
投資活動による支出	4,744
財務活動による支出	43,356
翌年度への繰越金	17,216
資金収入	184,120
業務活動による収入	103,591
運営費交付金収入	2,422
国庫補助金収入	6,055
その他の政府交付金収入	11,480
都道府県補助金収入	2,000
業務収入	76,838
受託収入	75
運用収入	1,653
その他の収入	3,068
投資活動による収入	4,709
財務活動による収入	18,200
前年度よりの繰越金	57,621

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	81,528
業務活動による支出	65,722
投資活動による支出	4,705
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	11,101
資金収入	81,528
業務活動による収入	64,463
運営費交付金収入	476
国庫補助金収入	55
その他の政府交付金収入	11,374
業務収入	51,059
受託収入	75
運用収入	1,415
その他の収入	9
投資活動による収入	4,705
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	12,360

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	38,721
業務活動による支出	38,677
投資活動による支出	35
翌年度への繰越金	9
資金収入	38,721
業務活動による収入	111
その他の政府交付金収入	106
その他の収入	5
前年度よりの繰越金	38,609

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	12,727
業務活動による支出	8,432
投資活動による支出	0
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	4,295
資金収入	12,727
業務活動による収入	8,249
運営費交付金収入	986
国庫補助金収入	2,000
都道府県補助金収入	2,000
運用収入	237
その他の収入	3,025
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	4,478

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	51,145
業務活動による支出	5,974
投資活動による支出	4
財務活動による支出	43,356
翌年度への繰越金	1,811
資金収入	51,145
業務活動による収入	30,768
運営費交付金収入	960
国庫補助金収入	4,000
業務収入	25,779
その他の収入	29
公害健康被害補償予防業務勘定からの収入	0
投資活動による収入	4
財務活動による収入	18,200
前年度よりの繰越金	2,173

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。